

平成28年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年11月15日（火曜日）

平成28年11月15日（火） N O S A I 長野会館 6 階大会議室

午後 2 時16分 開会、開議

午後 3 時58分 閉議、閉会

出席議員（8名）

7 番	宮下和昭
8 番	相原久男
10番	和田重昭
11番	宮下明博
13番	下平豊久
14番	村上眞章
15番	久保田三代
16番	永原和男

欠席議員（6名）

1 番	小口利幸
2 番	柳田清二
3 番	花岡利夫
6 番	田上正男
9 番	竹村 誉
12番	木次孝茂

欠 員（2名）

4 番
5 番

説明のために出席した者

広域連合長	三木正夫
副広域連合長	羽田健一郎
事務局長	吉岡広幸
会計管理者	須山浩明
資格管理課長	武井義正
給付課長	大下叔久
総務係長	両角啓之
企画財務係長	六井雄三
システム係長	土屋靖史
資格保険料係長	森田剛幸
担当係長（保険料）	岩波 洋
給付係長	田中智浩

担当係長（保健事業） 太田辰彦
職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下條広行
議会事務局書記 佐藤久美
議会事務局書記 篠原靖志

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議会第3号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
提出者説明
質疑、討論、採決
- 議案第8号 副広域連合長の選任について
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第9号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度円滑導入基金条例を
廃止する条例
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第10号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 議案第11号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算
以上2件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 承認第1号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2
号）
- 承認第2号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第3号）
以上2件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 認定第1号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定につい
て
- 認定第2号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決
算の認定について
以上2件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

議長（久保田三代君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は8名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成28年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（久保田三代君） これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（久保田三代君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

7番宮下和昭議員、11番宮下明博議員の2名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 議員の閉会中の辞職許可

○ 現金出納検査結果

議長（久保田三代君） この際、諸般の報告をいたします。

議員の閉会中の辞職許可を報告いたします。羽田健一郎議員から平成28年11月1日をもって辞職したい旨の辞職願が閉会中の11月1日に提出されましたので、同日付で許可をしました。

次に、本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において、平成28年1月から9月までの各月の現金出納検査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（久保田三代君） ここで定例会の招集に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 皆さん、こんにちは。本日、11月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度が創設されてから9年が経過しまして、被保険者の皆様の御理解も進み、医療保険制度として定着してきております。そうした中、昨年度は第5期財政運営期間となります平成28・29年度の保険料改定が行われましたが、剰余金、財政安定化基金の活用を見込むことにより保険料率の引き上げを極力抑制し、2月定例会におきまして、各議員の御理解のもと全会一致でお認めいただいたところでございます。

初年度となる本年度上半期の1人当たりの医療費について見ますと、当初は高額薬剤の影響を危惧していたところですが、診療報酬のマイナス改定の影響もあって、前年同期比100.3%と今のところ安定的に推移している状況にございます。

本年4月に厚生労働省から公表されました平成26年度の統計情報によりますと、本県の1人当たりの医療費は80万4,423円で、低い方から6番目となっています。しかしながら、本県の1日当たり入院医療費及び入院受診率の対前年度比の伸びが全国平均よりも高いことを要因に、被保険者1人当たり医療費の伸び率が全国平均よりも高く推移している状況にあり、今後とも医療費等に関する情報の把握、被保険者の健康づくりの推進及び医療費の適正化に努めていく必要がございます。

また、長野県の総人口は、現在約210万人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成37年、2025年ごろには200万人を割り込む一方、75歳以上の人口は増加を続け、全ての団塊の世代の方が75歳以上になる平成37年には約39万人と、県民の5人に1人以上が後期高齢者になると予想されています。

このため、適切な医療給付、被保険者の利便性の向上及び事務の効率化を図るために、医療保険者としての機能の強化を図るとともに、構成市町村と連携し、保険料収入の確保、被保険者の健康づくりの推進、医療費の適正化等による保険財政の健全化・安定化、あるいは、これらの取組を周知するための積極的な広報活動に取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、当広域連合としましては、これからの広域連合のビジョンを明確に持ち事務処理に当たるとともに、当広域連合を組織する全ての市町村と連携を図りながら、被保険者である高齢者の皆様が安心して医療を受け、そして地域の中で健康的な生活を送っていただけるよう、この度、全ての団塊の世代が75歳以上になる平成37年度を見据えた第三次広域計画を策定してまいりたいと考えております。この広域計画は、地方自治法及び広域連合規約の規定に基づいて定めるものですが、議員の皆様、市町村の皆様、そして広く県民の皆様の御意見をお聞きしながら、策定に向けた作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、社会保障・税番号制度に関しましては、今年1月から個人番号カードの交付が開始されるなど基盤整備も進み、来年7月からは、いよいよ地方公共団体においても情報連携が開始されます。

当広域連合としましても、遺漏のないように、業務対応、システム対応、そして特定個人情報の保護対応という面から、引き続き適切に手続を進めてまいり所存でございます。

本定例会におきましては、情報連携に必要なネットワークの構築及び電算処理システムの改修に必要な経費等について、補正予算の御審議をお願いしています。

昨年11月に策定しましたデータヘルス計画につきましては、健康・医療情報を活用して進捗管理に努めているところですが、本年度は新規の事業として、各市町村における保健及び介護予防事業の実情をお聞きするとともに、今後より効果的に市町村と連携して保健

事業を展開することを目的として、他県の広域連合に先駆けて、市町村の健診担当、介護予防担当の保健師の皆様との意見交換会を2次医療圏域ごとに実施しました。

この会議の中では、医療・健診情報の提供、各種補助事業の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステム構築状況等について意見交換を行ってまいりました。

こうした事業を通じまして、当広域連合のサイドからも積極的に医療と介護の連携を図り、地域のニーズに合った保健事業を引き続き積極的に進めてまいりたいと考えております。

現在、新聞等で報じられていますように、国の関係審議会において、後期高齢者の保険料軽減特例制度等について検討を進めています。

このことにつきましては、先の2月定例会において当広域連合会議議長名で国に対して、この制度の継続を求める意見書を提出するとともに、全国広域連合協議会におきましても本年6月、現行制度の維持を求める要望書を提出し、また今月17日にも要望書の提出を予定しているところでございます。当広域連合としましては、強い関心を持って引き続きこの動向を注視してまいりたいと存じます。

本日提出しました議案は、副広域連合長の選任についてほか7件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

議長（久保田三代君） 連合長の挨拶が終わりました。

◎ 一般質問

議長（久保田三代君） 日程に従い、一般質問に入ります。

通告がありましたので、順次質問を許します。

16番永原和男議員。

16番（永原和男君） それでは、3点について質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、ただいま連合長の御挨拶の中にございましたが、保険料の軽減措置の廃止の問題であります。本件につきましては、多くの県民が強い関心を寄せているところであります。そこで、3点にわたって質問をいたします。

まず第1点目でございますが、保険料の軽減特例の廃止の内容と被保険者への影響について、どのようにお考えか伺います。

二つ目に、国は軽減措置の廃止に伴い激変緩和措置を講ずると言っていますが、その激変緩和措置の内容と、併せて被保険者への影響をどう考えておるか伺います。

最後に、それらの措置によりまして県内市町村、基礎自治体に及ぼす影響をどのようにお考えか、以上3点について伺います。よろしくお願いします。

議長（久保田三代君） 三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 私からまず保険料軽減措置の段階的廃止の御質問についてお答えいたします。

本年2月定例会でも申し上げましたとおり、保険料軽減特例の見直しは被保険者への影響が大きい問題であると認識しております。平成27年に社会保障制度改革推進本部にて決定された医療保険制度改革骨子の中で、被保険者間で生じている不公平を解消するため、

保険料軽減特例の見直しが求められております。また、その実施に当たっては低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則、本則に戻すとともに、きめ細かな激変緩和措置を講ずるとされています。

これを受けて、現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、見直しに関する議論が行われている段階であり、具体的な内容は示されておられません。当広域連合では全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、昨年11月に続き現行制度の維持を本年度も国に対して要望をしておりますが、今後も審議会での議論や国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

議長（久保田三代君） 武井課長。

資格管理課長（武井義正君） 資格管理課長の武井と申します。よろしくお願いいたします。私から保険料軽減措置の見直しについての御質問における具体的な内容についてお答えをさせていただきます。

まず、軽減措置廃止の内容と被保険者への影響についてでございますが、本制度発足当初の激変緩和措置として実施されてきた軽減特例措置を平成29年度から原則的に廃止して本来の制度に戻すもので、軽減の内容は低所得者に対するものと後期高齢者医療制度資格取得直前に被用者保険の被扶養者であった方への軽減が対象とされるものがございます。低所得者に対するものは、一定以下の所得の被保険者に対して適用される保険料均等割額の軽減割合7割を、現状は更に9割または8.5割としております。また、所得割については、一定以下の所得の方は特例措置として5割軽減としております。一方、被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減の内容は、その方の所得水準を問わず資格取得後2年間について均等割5割軽減が適用される場所、特例措置で期限なく9割軽減としているものでございます。

この影響でございますが、激変緩和措置が何もなかった場合の当広域連合の被保険者への影響を保険料計算の月例処理日である本年10月6日現在で試算した結果から申し上げますと、影響者数については均等割と所得割の各軽減制度に重複該当している方がいるため一概に人数等をお示しできませんが、均等割では約15万6,000人に影響し、影響額は約17億1,058万円、また所得割については影響額は約4億8,414万円と試算しており、両方合わせると約21億9,472万円の影響があると試算しております。

次に、激変緩和措置の内容と被保険者への影響についてでございますが、現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で見直しに関する検討が議論されている段階でありますので、本日現在において厚生労働省から、これに関する文書等による通知はなく、当初の予定どおり軽減特例が廃止されるのか、また廃止される場合の激変緩和措置の具体的な内容がどうなるのかは、わかっておりません。したがって、被保険者への影響については現時点では不明でございます。

次に、これらが基礎自治体である当広域連合の構成市町村に与える影響でございますが、先ほど申し上げましたとおり、激変緩和措置等の内容が不明であるためお示しできませんが、各市町村が行う被保険者への周知、広報やシステム改修を行うための時間が十分確保されるか、また激変緩和措置の内容によっては保険料収納率への影響が出ることも考えられるため、懸念をしているところでございます。

議長（久保田三代君） 再質問ありますか。永原議員。

16番（永原和男君） まず保険料の軽減特例の廃止でございますが、今まで特例措置として2割上乘せして9割軽減をされてきたのが本則に戻り、8.5割軽減についてはその1.5割部分の上乗せ分がなくなり、低所得者については所得割に対する2分の1軽減がなくなるであろうという説明でした。そして、この影響については激変緩和措置が今のところ明確ではないため、きちんと把握できないということでありましたが、この激変緩和措置についてはいつごろ政府から示されるのかを、広域連合では承知しておりますでしょうか。

議長（久保田三代君） 武井資格管理課長。

資格管理課長（武井義正君） ただいまの質問にお答えをいたします。激変緩和措置の内容につきましては、現在のところ社会保障審議会の中においても具体的な内容が全く示されておられません。このため、こちらといたしましても一体いつごろそれが示されるのかということは全くわかっておりません。したがって、当広域連合といたしましても、いつ激変緩和措置の具体的な内容が出るのかということについて市町村に示せるような段階ではございません。以上でございます。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） 激変緩和措置について広域連合にも情報が入ってきていないという話ではありますが、このことは多くの県民が危惧することにつながっていくと思うわけです。今までの軽減特例が原則廃止をされるという事態でありますので、情報収集に関しては本当に機敏に御努力をいただきたいということを申し添えます。

次に、基礎自治体に及ぼす影響ですが、今答弁いただきましたように、事務的にも大変な混乱を来すであろうということを心配しております。併せて、27年度の決算の状況の説明資料を見ますと、各基礎自治体において、27年度において不納欠損処理をした金額が約1,600万円になっております。保険料の軽減の特例措置がなくなることによって、不納欠損の割合と不納欠損額が大きく増えることも心配をするものであります。基礎自治体におけるそれらの影響について、時間の関係もありますから、特に不納欠損における状況について、どういうことが来年度以降起きてくるのか、各基礎自治体においては、その不納欠損額の分を一般会計から補填をしていくのか、その辺が心配となるわけではありますが、その点について御見解をお願いしたいと思います。

議長（久保田三代君） 武井資格管理課長。

資格管理課長（武井義正君） ただいまの御質問でございますけれども、激変緩和措置の内容が現段階でわかっておりませんので、それが収納率に与える影響がどのようになってくるのか、不納欠損に対してどのような影響が出てくるのかということは、こちらのほうでは現段階では、測りかねる状況でございます。ただ、保険料額が上がりますので、払い切れない、あるいは特別徴収から外れてくる方が場合によっては出てくるかもしれないということを考えております。その点で収納率に影響が出るという可能性はあるのかなと考えております。以上でございます。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） 今、特別徴収から普通徴収に移行する方が増えるだろうということも心配されているという話がありました。私もそれをお聞きしてはったのですが、多分そういう方も増えるだろうと思います。そうしますと収納率が落ち、収納率が落ちる

がゆえに、2年の時効がありますから、不納欠損の額が大きく伸びてくるということ、本当にこれが心配されるわけであります。

さて、そこで連合長にお伺いいたしますが、連合長の御挨拶の中にも現行制度の維持を国に強く働きかけられたとありましたが、ここで重ねて、長野県の広域連合として、国のほうにこの措置の廃止について、本当に廃止をしないでほしいというような強い要請をしていく意思、あるいは計画があるのか、最後にお伺いしたいと思います。

議長（久保田三代君） 三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） それでは、国へのことについて申し上げます。広域連合としては、全国後期高齢者医療広域連合協議会もございますので、ここを通じてまたお願いを国へ要望していきたいというようなことは考えています。また、できますれば、この議会としても上げていただくようなことも大切ではないかなと、執行部側と議会側とがそれぞれ足並みをそろえて国へしっかりと要望していくことが大事ではないかなということを考えております。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） それでは、2項目めに入らせていただきます。27年度の特別会計の決算書を見させていただいて、私は第1期目の議員だったので、実質収支額が100億円を超えているということに、私は出身も町なものですから、非常にこの金額が多いことにびっくりしたわけです。併せて、私は、2月の議会の時に、保険料算定のために剰余金が重要な位置付けにあるということも学んだ1人であります。そこで、お伺いをしたいのですが、実質収支額が100億円超となった原因について、これは保険ですから、まさに水ものですから、繰越金額を正確に把握するということは困難だということは私も十分に承知はしております。100億円超になった要因についての分析をしておられましたら、お示しをいただきたいと思います。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 事務局長の吉岡でございますが、私からは第5期保険料率算定財源である剰余金の見積もりにつきましてお答えさせていただきます。

27年度特別会計の実質収支額が104億円超になった原因についてでございます。これにつきまして、まず104億4,000万円の実質収支額、いわゆる剰余金でございますが、これにつきましては、その中に医療費の急激な増加に備えるため、例年、国の療養給付費負担金及び支払基金交付金が、それぞれ多めに交付されております。平成27年度に超過交付となった分につきましては、本年度に精算を行うこととなっております。医療費が少なくて済めば剰余金が増え、その分償還すべき額も増えますが、医療費が増加しますと剰余金が減少し、その分償還すべき額も減少するという関係にございます。

それぞれの精算方法といたしまして、国の療養給付費負担金の超過交付分につきましては、歳出の諸支出金に計上して償還しておりますほか、支払基金交付金につきましては、歳入の中で相殺することで精算を行っており、これらの合計額が、本年度の場合には45億7,000万円でございます。また、支払基金交付金について歳入の中で相殺することで歳出の保険給付費に約5億5,000万円の財源不足が生じるため、その財源に繰越金を振り替えております。合わせて、もともと保険料の上昇抑制分として当初予算に計上いたしました繰越金約20億5,000万円も、この平成27年度の剰余金を前提としたものであり、歳出にお

いて、このうち保険給付費に約13億2,000万円を計上しております。これらの金額を合計しますと、約64億4,000万円となります。剰余金約104億4,000万円との差、約40億円は本年度補正の中で予備費に増額計上しております、これが実質的な剰余金となります。

御承知のとおり、また先ほど議員からお話ございましたが、剰余金の額はその年度の医療費の動向によって左右されるものであるため、あらかじめ一定の額を確保するという性質のものではありませんが、平成27年度におきましても同様の方法により精算等を行っており、同年度の特別会計の予備費は約44億8,000円となっております。つまり、実質的な剰余金額はほとんど変動がない状況でございます。

このことを前提としまして、この約40億円という額は、一月の医療給付費約200億円の1割となる保険料負担分の二月分、つまり2年に及びます第5期財政運営期間の一月分ずつに相当し、特に年度の後半に発生しますインフルエンザ等の感染症によって医療費が大きく伸びることを考慮すると、急激な医療費の増加に対する備えとしては必要な額であり、保険財政の安定運営を支えるものとなっています。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） 私は104億円という金額に、率直に言うと驚いたわけですが、今答弁を聞いていますと、実質については40億というお話でございました。

そこで、2番目と関連するのですが、第5期の保険料算定財源として、20億円を繰越金として計上をされておりましたが、今、実質は40億だという話を聞いたところであります。ここで、例えば10億円さらに上積みをして第5期の保険料の算定に振り向けるというようなことを去年の11月もしくは12月ごろに想定することができなかったのかどうか、保険料算定の主な財源は剰余金になるというものですから、お伺いをしたいと思います。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） この剰余金は、先ほど議員からお話ございましたように、保険料の上昇抑制という非常に大きな要素と、もう一つは医療給付費の増大に対する備えという二つの要素がございます。特に、保険料率の算定の時期というのは、ちょうど医療費が非常に高くなる時期ということがございまして、今回も先ほど説明がございましたように、C型肝炎の新薬等が発生するという中で、非常に読みにくい状態だったということが、まずあります。したがって、なかなか剰余金がいくらになるかというのは読みにくかったということがございます。

今回、第5期の保険料率の改定に対しましては、保険料の上昇抑制のため、第4期では9億6,000万円を見込んだのに対し、前述しましたとおり、その2倍超に相当します約20億5,000万円の剰余金というのを、その中では組みせていただいているというところがございます。保険財政の安定運営も考慮する中では、適切に見込んだものと認識しております。

今後とも保険料の上昇抑制とともに保険給付費の増大に備えるという、その二面性を重視しまして剰余金の有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） それでは、最後にお伺いしたいと思います。今の保険給付費の抑制というお話がありました。健康診査事業を、保険給付費の抑制につながる重要な事業だろう

というふうに私も認識をしております。

そこで、3点にわたってお伺いをしたいのでありますが、まず1点目は、27年度の受診率が、説明書によりますと前年比0.85%の上昇をして29.2%だったという数字であります。この上昇した要因、理由について伺いたいと思います。

二つ目に、これも決算書の資料を見ますと、健診の受診率が高い自治体があります。本当に目を見張るような健診の率を示している自治体もあります。こういう自治体はどのような取り組みをされているのか、また本広域連合がそういう優良な基礎自治体とどういう連携を図っているのか伺いたいと思います。

三つ目には、今、御紹介したようなことを実践していく上で、私は保健師の仕事というのは極めて重要だと思っております。本広域連合でも保健師の配置が必要だというふうに思うわけですが、保健師配置についてどのような御見解をお持ちか伺いたいと思います。

議長（久保田三代君） 大下給付課長。

給付課長（大下叔久君） 給付課長の犬下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは健康診査事業の充実と推進について順次お答えいたします。

最初に、平成27年度の受診率が0.85%上昇し、29.17%になった理由ですが、年々、被保険者の健康に関する関心が高まってきている中、担当者説明会や市町村意見交換会において、受診率の向上や受診対象者の的確な把握について各市町村に周知してきたことにより、平成27年度は受診者数が前年度と比較して1,475人増え、7万2,500人になっています。今後とも市町村には広報などを通じ、健診事業について周知していただくとともに、当広域連合においても健診結果のデータ提示やモデル事業、先進事例の紹介等を行い、市町村と連携して生活習慣病の早期発見、重症化予防対策を推進することにより保健事業を充実してまいりたいと考えます。

続きまして、健診受診率が高い自治体はどのような取り組みをしているかという御質問ですが、ある市では健診とがん検診の通知を一緒に送付し、また同時に実施しています。ある町村では、あらかじめ受診希望調査を行い、希望者全員に誕生月の前月に再度、勧奨通知を送付して受診を呼びかけています。また、ほかの町村では、75歳以上を対象にバスでの送迎の上、お弁当つきの健康教室を開催し、その場で集団健診を行うなどの事例がありました。今後、市町村担当者会議や保健師を対象とした意見交換会などの機会を通じて、これらの先進事例について紹介し、健康診査事業の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、当広域連合における保健師の配置についてでございます。現在、広域連合事務局の職員体制は嘱託職員を含め34名で構成されております。このうち県、市町村からの派遣職員は一般事務職員であり、保健師等の専門職の派遣はされていません。御質問の広域連合での保健師の配置につきましては、過去に県内市町村に派遣を依頼した経緯もございますが、市町村の業務量の増加などもあり、正規職員を派遣していただくことは大変困難な状況にあります。

そのような中、国の基準として保健事業に係る市町村等との連絡調整のための専門的知見を有するコーディネーターとして保健師、管理栄養士、歯科衛生士など、専門職を配置することができることとされておりますが、当広域連合では本年度、管理栄養士を1名任

用いたしました。管理栄養士は低栄養対策等、フレイル予防に精通しており、被保険者の症状、体質を考慮した栄養指導を行うための専門的な知見も有しており、次期データヘルス計画に向けて、医療・介護データの分析、歯科健診事業の結果分析、市町村の保健師等との意見交換会といった業務に携わっています。

今後、広域連合としては専門的知識を持つ職員を活用し、医療、介護、健康診査のデータ分析や市町村が求めるデータの提供、保健事業の推進、先進事例の紹介などにより、市町村の国保担当、介護保険担当の保健師との連絡を図り、被保険者である高齢者の皆様が健やかで幸せに暮らせる基礎となる健康保持増進の取り組みを一層進めてまいる所存でございます。以上でございます。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） 残り時間がわずかになりましたから、1点、提案を含めてお伺いをしたいと思います。

まず、健診の受診率ですが、前回お伺いをしましたら、全国平均プラス1%を長野県の目標にしているという回答がございました。このプラス1%では、これも資料を見ますと、全国は見込み数値ということではありますが、26.8%であります。そこに1を足した数字が目標というのではなく、例えば国保のように60%を目標にするとか、そういう規模での目標設定が必要だというふうに思うのでありますが、受診率の目標値について大幅に検討するお考えがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

議長（久保田三代君） 大下給付課長。

給付課長（大下叔久君） ただいま御質問の受診率についてですが、国保につきましては、特定健診につきましては必須になっております。ただ一方、当広域連合の後期高齢者に関しましては努力目標となっておりますので、かなりの差が出てきているというふうに思っております。ただ、次年度は第2期データヘルス計画の策定がございますので、その中で目標数値については再度考慮していきたいと考えております。

以上です。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） 時間になりましたので、これで終わります。

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたしました。

◎ 議会第3号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） それでは、議事に入ります。

議会第3号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番下平豊久議員。

13番（下平豊久君） 13番下平豊久でございます。議会第3号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の説明を申し上げます。

議員による議案の提出や動議について、2名以上の賛成者が要件とされておりますが、その賛成者に発議者を含めることについて、規則中に明文化されておられません。

そうした中で、主な改正内容であります。会議規則第14条議案の提出に規定されてお

ります提出等の要件「2人以上の賛成者」につきまして、「発議者を含む」としようとするものでございます。また第17条において同じとするために、「第17条において同じ」を加えようとするものでございます。

お手元には新旧対照表等も参考のために提示しておりますので、参照の上、提案の趣旨を御理解いただきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） それでは討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑、討論なしとし、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議会第8号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 続きまして、議案第8号 副広域連合長の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 議案第8号 副広域連合長の選任について御説明申し上げます。

これは、平成28年7月24日をもって伊藤前副広域連合長が下條村長を退任したため、広域連合規約第13条第2項の規定により失職となったことから、同規約第12条第3項の規定により副広域連合長を選任するものであります。長和町の羽田健一郎町長を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。皆様方の御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま選任同意されました羽田健一郎副広域連合長の入場を求めます。

〔副広域連合長羽田健一郎君 入場〕

議長（久保田三代君） それでは、羽田副広域連合長より就任の御挨拶をお願いいたします。

副広域連合長（羽田健一郎君） 皆さんこんにちは。ただいま御紹介をいただきました長和町の町長の羽田でございます。

このたびは、副広域連合長の選任に御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。皆様の御指導をいただきながら、三木連合長をしっかりと補佐してまいりたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、一言挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（久保田三代君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議会第9号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 続きまして、議案第9号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度円滑導入基金条例を廃止する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第9号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度円滑導入基金条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度円滑導入基金につきましては、低所得者及び元被扶養者であった被保険者の保険料の軽減特例措置を実施するための基金であり、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成してまいりましたが、昨年12月、国から平成27年度以降に交付されるこの交付金については、基金事業ではなく、直接保険料軽減特例の財源に充てる単年度補助事業に転換するとともに、基金残高については、平成27年度末までに全額を取り崩して活用した上で、平成28年度末までに基金を解散するようにする取り扱いが示されましたことから、今議会に廃止条例案を提出するものでございます。

以上、後期高齢者医療制度円滑導入基金条例の廃止につきまして、御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番永原和男議員。

16番（永原和男君） この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、高齢者医療制度の臨時特例基金に国が誘導し、言いかえるならプールされるわけです。それをもって保険料の軽減特例措置の実施をするための財源となるのだと、そのように認識してよろしいでしょうか。最初に伺います。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） ただいまの御質問は、議員御指摘のとおりでございます。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） それでは、27年度の決算書に基づいて、時間の関係もあることは承知しておりますので大ざっぱで結構ですが、今、私が確認させていただいた中身が決算書上こういうふうになっているという説明をお願いしたいと思います。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 27年度の取扱いでございますけれども、基金につきましては利息を含めまして3億107万7,000円という数字でございました。これに対して、平成27年度に交付されました交付金は14億8,616万円ということでございます。これらをトータルしますと、17億8,723万7,000円ということになります。これにつきまして、軽減特例に17億2,762万8,000円、それから広報事業ということで477万7,000円を使用しております。27年度におきましては、既に事業は終了しておりますので、その剰余金5,483万2,000円につきましては、今年度補正の中で償還金として処理させていただいております。

以上でございます。

議長（久保田三代君） 16番永原和男議員。

16番（永原和男君） ちょっと私も勉強不足で今の資料についていけないというのが正直なところです。

二つ目の質問ですが、28年度、今年度からは一体どうなるのか伺います。ここで国のほうでは特例交付金を廃止するわけでありますから、28年度からは単年度の補助金制度になるという話であります。28年度からどのような措置になるのか御説明をお願いします。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） それでは、今年度の事業内容について御説明する前に、従前はどうかであったかということから、比較しながらお話しさせていただきたいと思います。

従前は国から交付金が交付されますと、それをまず一般会計で受け入れまして、それを円滑導入基金ということで基金に積み立てます。それを今度は使う段になりますと、特別会計に繰り出すという形で行ってまいりました。それを今回、平成28年度からは、交付金を特別会計でそのまま直接受けまして、その特別会計の中で使途に使うということになりますので、事務処理上は非常に簡便なものになるかと思っております。

議長（久保田三代君） 永原議員。

16番（永原和男君） そうしますと、28年度に補正予算の必要が発生するんじゃないかと思いますが、その点について伺います。

議長（久保田三代君） 吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 実際にこの交付金を、こうした保険料の軽減特例措置に使うということになりますので、その額については、これからまた年度末に向けて交付がございす。その中では当然補正等も必要になってまいりますし、また精算等の手続も必要になってくるのではないかと思います。

議長（久保田三代君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

永原議員。

16番（永原和男君） 私はこの議案第9号に対して反対の討論をさせていただきます。

基金条例を廃止する条例案が提出をされておりますが、一般質問でもたださせていただきましたが、特例措置の廃止に伴う激変緩和措置について明らかになっておりません。また、併せて、今質問させていただきましたように、28年度において、これが単年度の補助金として位置づけられるということが明らかになりました。事務局長の答弁の中にも、年末にも補助金が交付されるのではないかというようなお話がございましたが、今11月議会

において基金条例を廃止するという事は、あまりにも国の考え方に前のめり過ぎはしないかというふうに思うわけです。補正予算等きちんと確保されることを前提として、補正予算の提出と同時にこの基金条例の廃止条例が出されるのが筋ではないかというふうに思い、本議案第9号については反対するものであります。

議長（久保田三代君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（久保田三代君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎ 議案第10号及び議案第11号 2件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決**

議長（久保田三代君） 次に、議案第10号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び議案第11号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 議案第10号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び議案第11号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、一括して御説明を申し上げます。

平成28年度一般会計補正予算の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,147万5,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の1款1項市町村負担金5,548万1,000円を減額し、3款1項繰越金5,853万2,000円を増額するものでございます。

3ページの歳出は、2款1項総務管理費165万円を増額し、3款1項老人福祉費140万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの一般会計補正予算説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。歳入の1款1項1目事務費負担金5,548万1,000円の減額は、公会計システムの導入等に充てる費用を見込んだ上で、平成27年度決算の確定に伴う剰余金を繰越金に計上することに伴い、市町村からの事務費負担金を精算し、減額するものでございます。

3款1項1目繰越金5,853万2,000円を増額は、平成27年度決算剰余金の確定に伴う増額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。2款1項1目一般管理費165万円の増額は、公会計システム導入に係るシステム導入委託料及びシステム使用料による増額でございます。

3款1項1目老人福祉費140万1,000円を増額は、番号制度対応業務に係る情報連携端末機器等の整備に当たり、特別会計への事務費繰出金を増額するものでございます。

続きまして、12ページから15ページをお開きください。先ほど歳入で御説明申し上げました事務費負担金の減額補正に係る市町村事務費負担金一覧表でございます。

以上、一般会計補正予算の説明を申し上げました。

続きまして、議案第11号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78億3,963万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,691億1,295万5,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の1款1項市町村支出金を1,405万7,000円増額し、2款1項国庫負担金を5,166万2,000円及び2項国庫補助金を319万5,000円増額し、3款1項県負担金を1億9,153万1,000円増額し、4款1項支払基金交付金を8億1,290万4,000円減額し、6款1項一般会計繰入金を140万1,000円増額し並びに7款1項繰越金を83億9,069万3,000円増額するものでございます。

3ページの歳出、1款1項総務管理費を232万4,000円増額するものでございます。

2款1項療養諸費は、財源の振替のみのため、補正額はゼロ円でございます。

5款1項健康保持増進事業費を227万2,000円増額し、7款1項償還金及び還付加算金を37億5,895万7,000円増額し、及び8款1項予備費を40億7,608万2,000円増額するものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの特別会計補正予算説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項2目療養給付費負担金1,405万7,000円は、療養給付費の精算に伴う増額でございます。

2款1項2目高額医療費負担金5,166万2,000円は、高額医療費の精算に伴う増額でございます。

2項2目後期高齢者医療制度事業費補助金227万2,000円は、フレイル予防等訪問指導モデル事業の委託先市町村につきまして、佐久市のほか塩尻市を追加することに伴う増額でございます。

6目社会保障・税番号制度システム整備費補助金92万3,000円は、番号制度対応業務に係る情報連携端末機器等の整備に伴う増額でございます。

3款1項1目療養給付費負担金1億4,580万円は、療養給付費の精算に伴う増額でございます。

2目高額医療費負担金4,573万1,000円は、高額医療費の精算に伴う増額でございます。

4款1項1目後期高齢者交付金8億1,290万4,000円は、後期高齢者交付金の精算に伴う減額でございます。

6款1項1目一般会計繰入金140万1,000円は、番号制度対応業務に係る情報連携端末機器等の整備に伴う増額でございます。

7款1項1目繰越金83億9,069万3,000円は、平成27年度決算の剰余金の確定に伴い、剰余金全体額から当初予算対応額分を差し引いたものの増額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費232万4,000円は、番号制度対応業務に係る情報連携端末機器等の整備に伴う増額でございます。

2 款 1 項 1 目療養給付費に補正はありませんが、歳入の支払基金交付金の減額に伴い、その財源を繰越金に振り替えるものでございます。

5 款 1 項 2 目その他健康保持増進費227万2,000円は、前述のとおり、フレイル予防等訪問指導モデル事業の委託先市町村の追加に伴う増額でございます。

7 款 1 項 3 目償還金37億5,895万7,000円は、平成27年度に超過交付となりました国庫負担金の償還等に伴う増額でございます。

8 款 1 項 1 目予備費の40億7,608万2,000円は、歳入補正合計額全体から歳出の 1 款、5 款及び 7 款の補正額を差し引いた残額でございます。

続きましては、12ページから13ページをお開きください。先ほど歳入で御説明申し上げました、療養給付費負担金の精算に係る市町村療養給付費負担金の一覧表でございます。

以上、議案第10号及び議案第11号を一括して御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

初めに、議案第10号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 平成28年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 承認第 1 号及び承認第 2 号 2 件一括上程、理事者説明、

質疑、討論、採決

議長（久保田三代君） 次に、承認第1号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）及び承認第2号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 承認第1号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）及び承認第2号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第292条によって準用する同法第179条第1項の規定により、平成28年3月11日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、今議会に報告し、承認を求めるものでございます。一括して御説明を申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算（第2号）1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,825万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,070万8,000円としたものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の2款1項国庫補助金を3,823万9,000円増額し、3款1項財産運用収入を1万3,000円増額するものでございます。

3ページの歳出は、3款1項老人福祉費を3,825万2,000円増額するものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの一般会計補正予算（第2号）説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

歳入の2款1項1目円滑運営臨時特例交付金3,823万9,000円は、同交付金の確定に伴い、増額したものでございます。

3款1項1目利子及び配当金1万3,000円は、円滑導入基金の預金利子の確定に伴い、増額したものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。3款1項1目老人福祉費3,825万2,000円は、25節積立金について円滑導入基金の預金利子の確定と、28節繰出金について円滑運営臨時特例交付金の確定に伴い、それぞれ増額し、支出したものでございます。

続きまして、承認第2号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度特別会計補正予算（第3号）、1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,206万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,655億7,023万8,000円としたものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお開きください。歳入の2款2項国庫補助金を171万2,000円増額し、5款1項特別高額医療費共同事業交付金を210万5,000円増額し、6款1項一般会計繰入金を3,823万9,000円及び2項基金繰入金を1万3,000円増額したものでございます。

3ページの歳出は、2款1項療養諸費を3,825万2,000円増額し、4款1項特別高額医療費共同事業拠出金を381万7,000円増額したものでございます。

続きまして、黄色い仕切りの特別会計補正予算（第3号）説明書を御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

歳入の２款２項１目調整交付金171万2,000円は、同交付金の確定に伴い、増額したものでございます。

５款１項１目特別高額医療費共同事業交付金210万5,000円は、同交付金の確定に伴い、増額したものでございます。

６款１項１目一般会計繰入金3,823万9,000円は、円滑運営臨時特例交付金の確定に伴い、増額したものでございます。

２項１目円滑導入基金繰入金１万3,000円は、円滑導入基金の預金利子の確定に伴い、増額したものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。２款１項１目療養給付費3,825万2,000円は、円滑運営臨時特例交付金の確定及び円滑導入基金の預金利子の確定に伴い、増額し支出したものでございます。

４款１項１目特別高額医療費共同事業拠出金381万7,000円は、同拠出金の確定に伴い、増額し支出したものでございます。

以上、承認第１号及び承認第２号を一括して御報告いたしました。御承認をお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

初めに、承認第１号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第２号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎ 認定第 1 号及び認定第 2 号 2 件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決**

議長（久保田三代君） 次に、認定第 1 号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について及び認定第 2 号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上 2 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

吉岡事務局長。

事務局長（吉岡広幸君） 認定第 1 号及び認定第 2 号につきまして、一括して御説明申し上げます。平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計決算書の 1 ページをお開きいただき、決算総括表を御覧ください。

一般会計、左の欄の歳入は、予算現額22億7,070万8,000円、収入済額22億7,066万5,409円で、予算に対する増減は4万2,951円の減でございます。

右の欄の歳出は、予算現額22億7,070万8,000円、支出済額21億9,713万2,857円、不用額が7,357万5,143円で、歳入歳出差引残高は7,353万2,552円でございます。

2 行目の後期高齢者医療特別会計、左の欄の歳入は、予算現額2,655億7,023万8,000円、収入済額2,715億7,882万4,315円で、予算に対する増減は60億858万6,315円の増でございます。

右の欄の歳出は、予算現額2,655億7,023万8,000円、支出済額2,611億3,483万1,262円、不用額が44億3,540万6,738円で、歳入歳出差引残高104億4,399万3,053円でございます。

続きまして、歳入歳出の明細を御説明いたします。7 ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書をお開きください。

歳入の 1 款分担金及び負担金は、予算現額 7 億1,701万8,000円、収入済額 7 億1,701万7,434円で、不納欠損額、収入未済額はございません。内容は市町村からの事務費負担金でございます。なお、不納欠損額、収入未済額がゼロ円の場合は、説明を省略させていただきます。

2 款国庫支出金は、予算現額14億8,630万4,000円、収入済額14億8,625万6,765円で、主な内容は備考欄に記載のとおり、1 項 1 目円滑運営臨時特例交付金14億8,616万41円、3 目特別調整交付金 9 万6,724円でございます。

3 款財産収入は、予算現額14万3,000円、収入済額14万2,750円で、これは円滑導入基金の預金利子でございます。

4 款繰越金は、予算現額6,724万2,000円、収入済額6,724万2,625円で、これは平成26年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入は、予算現額1,000円、収入済額5,835円で、これは個人情報公開に係る実費収入でございます。

続きまして、歳出の明細を御説明いたします。9 ページをお開きください。

1 款議会費は、予算現額77万2,000円、支出済額65万9,080円、不用額11万2,920円で、主な支出は議員報酬の31万6,655円でございます。

2 款総務費は、予算現額 3 億224万4,000円、支出済額 2 億8,690万4,771円、不用額

1,533万9,229円で、主な支出は、1項総務管理費の備考欄を御覧いただきまして、11ページ19節負担金補助及び交付金として、派遣職員29名分の給与費等負担金2億3,949万7,002円がございます。

また、この項の主な不用額は、同じく19節負担金補助及び交付金の1,097万1,012円がございまして、これは派遣職員の異動等により負担額が予算見積もり時よりも下がったことによるものでございます。

12ページに参りまして、2項選挙費は、予算現額7万4,000円、支出済額5万4,699円、不用額1万9,301円で、支出は委員報酬、費用弁償等がございます。

3項監査委員費は、予算現額23万6,000円、支出済額16万7,618円、不用額6万8,382円で、支出は委員報酬、費用弁償がございます。

3款民生費は、予算現額19億6,250万1,000円、支出済額19億956万9,006円、不用額5,293万1,994円で、主な支出は、1項老人福祉費の備考欄を御覧いただきまして、28節繰出金として特別会計への繰出金、事務費分4億2,326万6,215円、軽減特例分14億8,616万41円がございます。主な不用額5,293万1,744円は、特別会計繰出金の事務費分がござい

ます。

13ページに参りまして、4款公債費及び5款予備費の支出はございません。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。15ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をお開きください。

歳入の1款市町村支出金は、予算現額419億5,116万9,000円、収入済額421億646万6,467円で、主な内容は備考欄に記載のとおり、1項1目保険料等負担金では、市町村が被保険者から徴収した保険料175億4,364万1,660円及び低所得者等の保険料軽減に係る保険基盤安定分50億2,793万8,464円、2目療養給付費負担金、これは負担対象額の12分の1ですが、195億3,488万6,343円がございます。

2款国庫支出金は、予算現額835億8,299万8,000円、収入済額885億8,820万6,954円で、主な内容は備考欄に記載のとおり、1項1目療養給付費負担金、これは負担対象額の12分の3の法定負担ですが、639億1,462万6,106円、2目高額医療費負担金、これは負担対象額の4分の1の法定負担ですが、10億7,693万7,217円、また2項1目調整交付金では、負担対象額の12分の1を基準とする普通調整交付金232億9,786万9,000円、16ページに参りまして、3目長寿・健康増進事業費補助金1億3,128万3,558円などがございます。

3款県支出金は、予算現額210億8,318万6,000円、収入済額210億1,018万3,685円で、主な内容は備考欄に記載のとおり、1項1目療養給付費負担金199億2,731万5,000円、2目高額医療費負担金10億8,286万8,685円がございます。

17ページに参りまして、4款支払基金交付金は、予算現額1,023億9,220万8,000円、収入済額1,030億7,503万1,272円で、これは現役世代からの支援金がございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額4,939万7,000円、収入済額4,939万7,097円で、これは、1件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合間で財政調整し、交付されたものでございます。

6款繰入金は、予算現額22億6,343万5,000円、収入済額22億1,050万3,692円で、主な内容は備考欄に記載のとおり、1項1目一般会計繰入金では、一般会計からの事務費繰入金4億2,326万6,215円及び保険料軽減特例に係る円滑運営臨時特例交付金分14億8,616万41

円、２項１目円滑導入基金繰入金では、円滑導入基金残高の全額を取り崩したことによる繰入金３億107万7,436円でございます。

７款繰越金は、予算現額142億4,544万7,000円、収入済額142億4,544万7,339円で、これは平成26年度剰余金の全額を繰り入れたものでございます。

18ページに参りまして、８款諸収入は、予算現額239万8,000円、収入済額２億9,358万7,809円で、主な内容は備考欄に記載のとおり、２項１目預金利子は歳計現金を定期預金により運用したものの利子であり、３項１目第三者納付金は交通事故等の加害者からの納付金、また２目返納金は、一部負担金の変更、資格喪失後の受診等に係る不当利得及び医療機関等への指導監査による診療報酬等の返納金で、また、不納欠損額69万843円、収入未済額2,231万3,020円がでございます。このうち不納欠損額は、平成22年度以前の資格喪失後の受診に伴う返納金で、不当利得返還請求権が５年経過したことにより時効消滅したことから、不納欠損処理をしたものでございます。

続きまして、歳出の明細を御説明いたします。21ページをお開きください。

１款総務費は、予算現額４億5,795万4,000円、支出済額４億2,458万9,813円、不用額3,336万4,187円で、主な支出は備考欄に記載のとおり、11節の印刷製本費613万1,916円、12節の通信運搬費3,582万1,929円、13節の被保険者証等作成委託料2,121万2,841円、電算処理システム保守等委託料4,639万6,800円、国保連合会業務委託料１億2,368万2,925円、14節の電算処理システム機器賃借料１億572万7,248円、22ページに参りまして、19節の国保連合会負担金6,912万5,031円がでございます。また、主な不用額は郵送料が見込みを下回ったことによる通信運搬費等の役務費1,280万1,311円、被保険者証作成委託等の委託料1,681万7,484円がでございます。

２款保険給付費は、予算現額2,530億3,200万1,000円、支出済額2,530億2,289万3,653円、不用額910万7,347円で、主な支出は備考欄に記載のとおり、１項１目療養給付費が2,482億8,407万6,354円、２目訪問看護療養費が９億1,029万1,841円、５目審査支払手数料が５億6,759万6,864円、23ページに参りまして、２項１目高額療養費が21億3,885万2,808円、２目高額介護合算療養費が１億6,932万5,786円、３項１目葬祭費が９億5,275万円がでございます。

なお、２款保険給付費につきましては、平成27年８月から保険適用となった高額なＣ型肝炎新薬の影響が年度末に至って大きく作用し、調剤医療費が対前年度比8.38％増と高騰したことで医療費全体を押し上げたため、１目療養給付費及び５目審査支払手数料が３月末の請求において予算不足を生じ、それぞれの支払期限が迫っていたことから、備考欄に記載のとおり、予備費充当１億5,432万7,000円及び予算の各項間の流用により所要の調整を行ったものでございます。

続いて、３款県財政安定化基金拠出金は、予算現額１億796万7,000円、支出済額１億796万6,069円、不用額931円がでございます。これは、国、県、広域連合の三者で同額を拠出するものでございます。

４款特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額6,073万8,000円、支出済額6,071万8,115円、不用額１万9,885円がでございます。これは、１件400万円を超える高額なレセプトについて、全国の広域連合間で共同処理するための拠出金でございます。

24ページに参りまして、５款保健事業費は、予算現額６億8,868万3,000円、支出済額６

億4,927万5,742円、不用額3,940万7,258円で、主な支出は備考欄に記載のとおり、1項1目健康診査費として、19節の市町村に対する健康診査事業費補助金4億9,919万5,739円、2目その他健康保持増進費として、25ページに参りまして、19節の市町村に対する人間ドック等交付金1億3,114万523円でございます。

6款公債費は、支出がございません。

7款諸支出金は、予算現額68億8,099万5,000円、支出済額68億6,938万7,870円、不用額1,160万7,130円で、26ページに参りまして、主な支出は、1項3目償還金68億4,566万2,470円で、このうち精算に伴い償還いたしました国庫負担金償還金が67億7,864万9,983円でございます。

8款予備費は支出がございませんが、前述のとおり、2款1項1目療養給付費へ1億5,432万7,000円の充当がございます。

続きまして、実質収支について御説明いたします。27ページ、平成27年度一般会計実質収支に関する調書をお開きください。

1、歳入総額22億7,066万5,409円。2、歳出総額21億9,713万2,857円。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5、実質収支額は7,353万2,552円となります。

次に、29ページの平成27年度後期高齢者医療特別会計実質収支について、それに関する調書をお開きください。

1、歳入総額2,715億7,882万4,315円。2、歳出総額2,611億3,483万1,262円。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5、実質収支差額は104億4,399万3,053円となります。

続きまして、財産について御説明いたします。31ページの財産に関する調書をお開きください。平成28年3月31日現在の状況でございます。

上の表、1の物品といたしまして、取得時の価格が10万円以上であった物品でございます。平成27年度中において、財産の異動はございません。

下の表、2の基金は後期高齢者医療制度円滑導入基金でございます。先の基金条例を廃止する条例で御説明申し上げましたとおり、平成27年度末までに基金残高をゼロ円にするように国から取り扱いが示されておりますので、決算年度末残高はゼロ円でございます。

なお、本決算につきましては、去る8月31日に出浦克彦代表監査委員及び和田重昭監査委員の御審査をいただいております。監査委員の意見は、決算書に添付しました歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。

以上、御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保田三代君） 説明が終わりました。

初めに、認定第1号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号 平成27年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田三代君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（久保田三代君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、三木広域連合長から挨拶があります。

三木広域連合長。

広域連合長（三木正夫君） 11月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

現在、平成29年度予算編成作業を鋭意進めておりますが、国において見直しが行われております保健事業に対する助成制度や保険者インセンティブの評価基準などにつきまして、的確に把握し、確実に財源を確保できるよう予算編成作業に臨んでおります。

既に立冬も過ぎ、冬が駆け足でやってくる気配であります。12月議会が控える中、朝晩は冷え込みが一段と増してまいりますので、議員の皆様には十分に御自愛いただき、なお一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（久保田三代君） 以上をもちまして、平成28年11月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 久保田 三代

署名議員 宮下 和昭

署名議員 宮下 明博